

小田原市立病院床頭台等設置運營業務事業者募集要項

1 趣旨

本要項は、小田原市立病院（以下、「当院」という。）における床頭台、テレビ、冷蔵庫等の設置運營業務事業者を公募により選定するため、必要な事項を定める。

2 設置運營業務事業者選定の方法

設置運營業務事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3 日程

(1) 募集要項等の配布

平成30年2月26日（月）から平成30年3月5日（月）まで

(2) 質問受付

平成30年2月26日（月）から平成30年3月5日（月）まで

(3) 質問回答日

平成30年3月7日（水）

(4) 参加意思表明書の提出

平成30年3月9日（金）から平成30年3月16日（金）まで

(5) 企画提案書の提出要請

平成30年3月19日（月）

(6) 提案の受付

平成30年3月20日（火）から平成30年3月27日（火）まで

(7) プレゼンテーション

平成30年3月29日（木）

(8) 審査結果通知

平成30年4月3日（火）

4 参加資格要件

本業務に係るプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 本募集要項配布の日から、小田原市及び国その他地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (2) 本募集要項配布の日から、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者。ただし、更生手続開始の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 本募集要項配布の日から、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団、その他集团的又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者又は使用していない者。

- (5) 事業所在地の法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 病床数300以上の総合病院において、床頭台等の設置運營業務の実績があること。

5 募集業務の概要

- (1) 業務名 小田原市立病院床頭台等設置運營業務
- (2) 業務期間 平成30年7月4日から平成36年3月31日まで
- (3) 業務場所 小田原市立病院（小田原市久野46番地）
- (4) 業務内容 小田原市立病院床頭台等設置運營業務仕様書(案)のとおり
- (5) 施設概要
 - ア 病床 417床
 - イ 診療科目 26診療科目
 - ウ 手術室 8室
- (6) 営業実績

年度	売上
平成26年度	20,053,520円
平成27年度	19,480,510円
平成28年度	19,392,060円
平成29年度（平成30年1月末まで）	16,360,150円

6 運営事業者の決定

運営事業者は、次の手順を経て決定するものとする。

- (1) 参加意思表明書及び提案書の提出
- (2) プレゼンテーションの実施
- (3) 審査により選定された事業者との契約協議

7 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり参加意思表明書に添付書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 提出様式 参加意思表明書【様式1】 原本1部
- (2) 提出期限 平成30年3月16日（金）午後5時15分
- (3) 提出場所
〒250-8558 小田原市久野46番地
小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

(4) 提出方法 次のいずれかによる。

ア 持参

土、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間、提出場所において受け付ける。

イ 郵送

(ア) 特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。

(イ) 平成30年3月16日(金)必着とする。

(5) 添付書類

ア 会社概要【様式2】 原本1部 写し9部

イ 会社案内(パンフレット等) 1部

ウ 登記事項証明書(写)(申請日直近3ヶ月以内のもの) 1部

エ 印鑑証明書(写)(申請日直近3ヶ月以内のもの) 1部

オ 納税証明書(写)

(ア) 国税に係わる納税証明書 1部

(イ) 法人事業税の納税証明書 1部

(ウ) 法人市民税の納税証明書直近2年分 各1部

カ 決算書類(直近2年間の財務状況がわかる決算書) 1部

8 質問の受付及び回答

次のとおり質問を受け付け、回答する。

(1) 提出様式 質問書【様式3】

(2) 提出期限 平成30年3月5日(月)午後5時15分

(3) 提出先

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

F A X 0 4 6 5 - 3 4 - 3 1 7 9

電 話 0 4 6 5 - 3 4 - 3 1 7 5

(4) 提出方法

ア F A Xにより、土、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付ける。F A X送信後、速やかにその旨を電話にて連絡すること。

(5) 回答期日 平成30年3月7日(水)

(6) 回答方法 F A X又は電子メールにより企画提案書の提出を要請した全事業者(辞退者を除く。)に回答する。

9 企画提案書に記載すべき内容

企画提案書には、次の事項について記載するものとする。

(1) 会社概要

(2) 本業務と同種業務の運用実績

(3) 設置機器の機種、仕様、安全性、利便性、製作期間等

(4) 利用料金体系

- (5) 保守管理体制（スタッフ人数、勤務体制、夜間年末年始を含む祝祭日の対応等）
- (6) 利用者の意見反映方法（クレーム対応含む）
- (7) その他利用者の利便性向上に資する提案（付加事項等）

※提出部数は原本1部写し9部とする。

10 プレゼンテーション

- (1) 実施予定日 平成30年3月29日（木）

※参加事業者数の状況により、実施日が変更（後日）になる場合あり。

- (2) 実施場所 小田原市立病院 図書館棟第3会議室

- (3) 実施手順

ア 参加事業者に対し、改めてプレゼンテーションのスケジュールを通知する。

イ 出席者は3名までとする。

ウ プレゼンテーションに要する時間は、1件当たり25分程度とし、次のとおり配分する。

(ア) 準備 5分

(イ) 機器設置等準備及び提案説明 15分

(ウ) 質疑応答 5分

- (4) その他

ア プロジェクタは実施場所に設置してあるものを使用することは可能であるが、別に用意しても構わない。また、その他必要な機材等は参加事業者が用意する。

イ 提案説明は提案書の内容について行い、追加資料等の配付は認めない。ただし、プレゼンテーションソフト等を使用して提案説明を行うときに使用する電子データをあらかじめ出力したものは、この限りでない。

11 事業者の選定

- (1) 審査委員会

小田原市立病院職員で構成する小田原市立病院床頭台等設置運營業務プロポーザル審査委員会において選定する。

- (2) 審査項目

評価項目	評価基準	配点
1	業務実績 当院と同規模病院での床頭台等設置運營業務の受託実績は十分か	5
2	安全性 床頭台等設備について、転倒対策等安全性は確保されているか	10
	盗難防止機能は充分か	10
3	利便性 患者が利用しやすい仕組みとなっているか	10
	病院従事者にとって利便性が高いものとなっているか	10
4	利用料金 料金設定は適切か	5
	病院の利益は確保できるか	5

5	院内案内	院内案内設備は整っているか	5
		内容の変更等に柔軟に対応できるか	5
6	保守管理体制	適切な保守管理体制がとれるか	10
		緊急時（クレーム対応含む）に速やかに対応できるか	10
7	総合評価	総合的に判断し、患者、病院従事者に利用しやすい提案であるか	15

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、全てのプレゼンテーション参加事業者に対し書面で通知する。
- イ アの通知は、平成30年4月3日（火）までに発送する。
- ウ 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- エ 選定業者への契約に関する手続きについては別途通知する。

1.2 問い合わせ先

〒250-8558 小田原市久野46番地
 小田原市立病院 経営管理課 用度施設係 太田
 電話 0465-34-3175
 FAX 0465-34-3179
 電子メール ke-yodo@city.odawara.kanagawa.jp